

一時・月次支援金を
事業復活支援金を



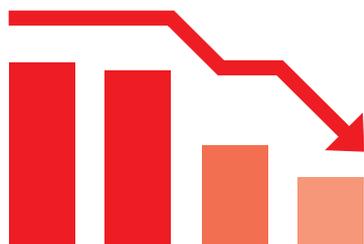
誤って受給された方へ



事業を
実施している



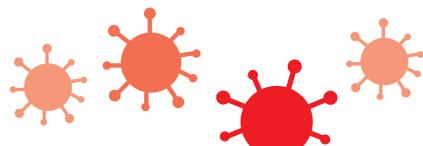
売上が
減少している



売上減少の理由が

- ① 新型コロナウイルス (事業復活支援金)
- ② 緊急事態措置 (一時・月次支援金)
- ③ まん延防止等重点措置 (月次支援金)

の影響による



といった受給要件を満たした方のみが対象です。

ご自身が受給要件を満たさないのに給付を受けた方は
速やかにご返還ください。

まずは以下のコールセンターにご相談ください。

 **0120-002-678**



各種給付金事務局 HP

<https://kyufukin-henkan.go.jp>

※中小企業庁により不正受給の調査や警察の捜査が開始されている場合等、
返還を受け付けられない場合があります。

